

離職等又は休業等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～ 住居確保給付金のご案内 ～

■住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃額相当を支給するとともに、自立相談支援機関（福島市生活福祉課）及びハローワーク福島による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

■住居確保給付金の支給対象者（支給要件）

申請時に以下の①～⑧の要件に該当する方が対象となります。

- ①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方
- ②離職等の日から原則2年以内であること又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にあること
- ③離職等の前に、主たる生計維持者であったこと
※離職前には主たる生計維持者ではなかったがその後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。
- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が収入基準額以下であること
※収入は、税引き前の総支給額（交通費除く）。公的年金等も含む。
- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金額の合計が基準額×6（100万円を超えないこと）以下であること

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額	預貯金額合計
1人	81,000円	36,000円	117,000円	486,000円
2人	123,000円	43,000円	166,000円	738,000円
3人	157,000円	47,000円	204,000円	942,000円
4人	194,000円		241,000円	1,000,000円
5人	232,000円		279,000円	
6人	269,000円	50,000円	319,000円	

※世帯人数が7人以上の場合はお問い合わせください。

※月額家賃額上限は、生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額とします。

※家賃額が上限以上であっても、そのことのみをもって不支給になるということではありません。

- ⑥誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等を行うこと
- ⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

■住居確保給付金の支給額及び支給の方法等

- ・月ごとに家賃額を支給します。
- ・家賃額は生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額を上限に支給します。
- ・申請日の収入が基準額以下であれば月額家賃額を支給し、基準額を超えている場合は、次の計算式により、超えた分を調整した額を支給します。

$$\text{支給額} = \text{居住する住宅の家賃額} - (\text{月の世帯の収入額} - \text{基準額})$$

※支給額を超過した家賃額は自己負担となります。

※共益費、駐車場代は対象となりません。

- ・市から、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

■住居確保給付金の支給期間

- ・原則3ヶ月が限度です。
- ・ただし、住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たす場合、申請により3ヶ月間を限度に支給期間を2回まで延長できます。これにより、最長9ヶ月の支給が可能です。

※一定の要件とは、下記の「支給期間中に行うこと」を熱心に行い、かつ延長の申請時において支給要件を満たしていること。

※住居確保給付金の支給が終了した方のうち、一定の要件を満たす方は再支給が可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■支給期間中に行うこと（申請者の状態で変わります）

申請者の状態	必要とされる求職活動等要件		
	①自立相談支援機関 (福島市生活福祉課) との面接等	②公共職業安定所 等での職業相談	③求人先への 応募・面接等
	月4回以上	月2回以上	原則週1回以上
離職・廃業	必須	必須	必須
休業等 (被雇用者)	必須	必須	必須
休業等 (自営業者)	必須	※②③に代えて、経営相談先との面談等(原則月1回以上)および自立に向けた活動計画に基づく取組(月1回以上)とすることも可(ただし、再延長時は除く)	

■初回申請時に必要なもの

- ・ハンコ（シャチハタは不可）
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の本人確認書類（運転免許証、保険証等）
- ・離職等関係書類（離職票等。休業等の場合は、収入が減ったことがわかる書類等）
- ・収入関係書類（給与明細書、雇用保険受給資格者証等）
- ・金融資産関係書類（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の記帳済の通帳等全て）
※申請日当日に必ず記帳してください。
- ・賃貸借契約書（最新の契約期間のもの）
- ・公共料金領収書（電気、ガス、水道）※住所・氏名が記載されているもの

■その他

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策等のため、申請は原則予約制とさせていただきますので、事前にお電話ください。
- ・上記のほかにも必要な書類等が発生する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ・生活費等にお困りの方は、社会福祉協議会の貸付を利用できる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

<お問い合わせ先・相談場所>

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

福島市役所 生活福祉課 生活相談支援窓口（2階）

電話 024-525-3725（直通）